

斎藤隆夫の「肅軍演説」とその反響についての一考察

牧 理 津 子

- 一 はじめに
- 二 肅軍演説に至る政治背景
- 三 二・二六事件後の初議会を迎えるまでの政治状況と新聞報道
- 四 肅軍演説の内容と新聞報道を契機とした反響
- 五 おわりに

一 はじめに

昭和戦前期において有力政党であった民政党所属の政治家である齋藤隆夫は、昭和十一年二月に起きた二・二六事件後に初めて開かれた第六九回帝国議会で、軍部の政治介入を批判し徹底した肅軍断行を要請する演説を行った。この時の演説は一躍脚光を浴びて「肅軍演説」と称され、齋藤は「憲政の神様」と言われるほど名を馳せた存在となる。⁽²⁾ 齋藤は明治三年に兵庫県但馬地方の農家の次男として誕生し、東京専門学校（早大）を卒業後、弁護士となつて明治四五年の第一一回総選挙に初当選した。以来、昭和十一年二月までに一度の落選を挟んで連続八回当選しており、衆議院本会議において党代表質問を度々こなすほどの有力議員であったが、この時まで一般に注目されることはほとんどなかった。本稿の問題関心は、二・二六事件後初の議会において行われた齋藤演説が、このような反響を巻き起こした理由を探ることにある。

肅軍演説については、軍部の抑圧による閉塞感が続いていた時期であるにも拘わらず、二・二六事件を受け肅軍を強く要請したことを評価するものが多い。しかし、寺内寿一陸相は事件後の早い時期に徹底した肅軍を行う意図を明らかにし、一部実行に移していた。したがって、当演説が突如脚光を浴びた理由は肅軍を強く要請したこと以外にもあったと考えられ、本稿ではその理由を解き明かすことに焦点を当てて考察していく。

齋藤については、肅軍演説だけでなく「反軍演説」⁽³⁾ など他にも有名な演説があるため、それぞれの内容を概説し解説を加える研究が多く存在している。⁽⁴⁾ しかし、この演説がひととき注目され、反響を呼んだ理由について考察した研究は、管見の限り存在していない。本稿では、まず齋藤が肅軍演説を行うことを決断した理由を齋藤の議会人、政党人としての経歴から探り、次に齋藤が脚光を浴びた契機が新聞報道によるものであったことから、齋藤の演説の内容

とともに、それがどのように報道されていたのか、さらに同議会中の他議員の内容との比較や、齋藤の元に書簡として送られてきた演説に対する人々の反応、雑誌に掲載された肅軍演説に関する論評を分析することにより、肅軍演説が脚光を浴びた理由を明らかにしていく。なお、二・二六事件及び肅軍演説が及ぼした影響は全国的なものであったと推測できることから、地方紙、ブロック紙については本稿では考察の対象としていない。

二 肅軍演説に至る政治背景

既述のように、齋藤は、肅軍演説を行う前に議会で演説する機会が多く、党を代表して衆議院本会議において一三回演説を行っているが、それを整理すると表1のようになる。

概観すると野党の立場で演説した事例が多く、いずれも丹念な調査を基に政府側に対し施策の方針転換を迫る演説を行っていた。齋藤の場合、自らが与党の立場であったにも拘わらず政権を糾弾する演説を行ったことがあることも注視すべきであろう。例えば大正五年二月、第三七回帝国議会の衆議院本会議で初めて演説をした際、野党側から提案された「人権保護に関する法律案」に与党系議員でありながら賛成する演説を行ったのはその典型である。この法案は、犯罪検査の職権を有する公務員（刑事・警察官・憲兵など）が取調べをする際、被疑者が恐喝されたり暴力を振るわれたりして自白を強要されるなど人権が蹂躪される件があつたとを絶たなかつたため、恐喝・詐言を禁止し、取調べの際には市町村の公民権を有する隣人の立ち合いを要すること、犯罪捜査のため作成した文書を断罪の証拠としない等を提案したものだつた。この時は立憲同志会・中正会・公友倶楽部が連立与党となつていたが、政府側は判事の負担が増加し、その分の費用増が多額となることから尾崎行雄法相が代表して反対答弁をしていた。こうした状況下、齋藤は法案を積極的に支持した。尾崎法相に対し、就任以来度々裁判所を巡視して取調べの実態を知っているにも拘

表1 肅軍演説に至るまでに斎藤が行った本会議演説の一覧

	年月	議会	主な内容	所属党	内閣	立場
1	1916年2月	37	野党提出の人権保護に関する法律案に賛成	同志会	第2次大隈	与党
2	1919年1月	41	国民思想に関する質問	憲政会	原内閣	野党
3	1920年2月	42	普通選挙法案に対し賛成	〃	〃	〃
4	1925年3月	50	〃	〃	第1次加藤	与党
5	1927年5月	53	一般内政に関する質問	〃	田中内閣	野党
6	1928年4月	55	憲政運用に関し、政府を弾劾	民政党	〃	〃
7	1928年5月	〃	議会停会に関する政府の責任追及	〃	〃	〃
8	1929年1月	56	施政方針演説に対する質問	〃	〃	〃
9	2月	〃	地方制度改正案に対する質問	〃	〃	〃
10	3月	〃	治安維持法改正緊急勅令事後承諾案に反対	〃	〃	〃
11	3月	〃	選挙法改正小選挙区案に対し反対	〃	〃	〃
12	1932年3月	61	桜田門事件につき犬養内閣の責任を糾弾	〃	犬養内閣	〃
13	1935年1月	67	陸軍パンフレット批判	〃	岡田内閣	与党
14	1936年5月	69	肅軍演説	〃	広田内閣	〃

ならず、反対を表明するのは監督者としての資格がないと糾弾し、「今日我国の司法界に於て人材の登用を妨げ、適材の適所を妨げているものは抑々何者である、曰く学閥であります、曰く朋党であります、彼らは司法部内の要所を占領して官学出身にあらざれば殆ど人間を以て遇しない」と司法部内における帝国大学閥及び平沼系の優位を問題視した。⁽⁵⁾

当時の斎藤は立憲同志会に所属しており、与党的立場でありながら尾崎を糾弾したため政治問題化し、翌日の新聞では「徹頭徹尾尾崎司法大臣の無智無能を痛撃し、与党側よりは脱線の罵声を浴びせられ在野党側より反て拍手喝采されたる奇観を呈し⁽⁶⁾」たと報じられた。尾崎率いる中正会は憤慨して連立離脱をちらつかせると、同志会総務であった浜口雄幸らが中正会へ謝罪に赴き、斎藤は責任を問われて一時脱党する騒

ぎにまで発展した。

同様に第六七回帝国議会の衆議院本会議で行ったいわゆる「陸軍パンフレット批判演説」も与党系議員でありながら野党議員のように演説した事例であった。陸軍は滿州事変開始以来多数のパンフレットを発行し、民間に大量配布するようになっていたが、問題になったのは、昭和九年一〇月に発刊された『国防の本義と其強化の提唱』と題するパンフレットである。全五七頁で「たたかひは創造の父、文化の母である」との書出しで始まり、国際情勢の緊迫に対処するため財政、経済、外交、政治、国民教化について根本的な改革を断行し、すべてを国防目的のために組織統制して一元的に運営しなければならぬと唱えるものだったため、軍の政治関与であると批判された。この問題は第六六回臨時帝国議会において複数の議員たちにより問題視され、政府や軍を追及する質疑応答がなされていた。⁽⁸⁾ 齋藤は第六六回帝国議会ではなく、続く第六七回帝国議会において陸軍パンフレット批判演説を行った。演説の中で齋藤は、今日の世界各国の安定の欠如は、第一に国民生活に対する脅威、第二に国民の自由に対する脅威、第三に戦争に対する脅威に原因があると主張した。特に戦争に対する脅威を論じる中で、このパンフレットを読むと軍国主義の宣伝をしているように感じられ、外交が先に立つて国防は後に控えていなければならないのに「国防の為には有らゆる犠牲を忍べといわんばかりの宣伝」⁽⁹⁾ をするような「偏狭極まる国家主義を振廻」⁽¹⁰⁾ する者は国家にとって非常な不利益であると断じ、こうしたパンフレットを陸軍省が発刊していることを正面から批判した。前述したように、この問題はすでに前議会で質疑応答がなされていたので開会当初注目度は低かったが、齋藤の演説は党を問わず高評価を得て問題を再燃させる結果になった。⁽¹¹⁾

ここで注目したいのは、翌日の新聞に掲載された「齋藤隆夫氏の質問は野党的の立場で云った訳で、その内容は要するに立憲的行動を強調して官僚政治、ファッショ政治を排撃しさらに婉曲に軍部に当たった」(傍点筆者)ものであるとする政友会側の論評である。⁽¹²⁾ 陸軍パンフレットについての前議会中の発言が新聞に取り上げられた衆議院議員は

六名存在するが、これを明確に批判した三名はいずれも政友会所属であった。民政党所属で唯一取り上げられた中島彌男児は、陸軍の主張を批判するのではなく、むしろ肯定的に捉え反対の立場をとっていない。民政党は当時の岡田啓介内閣の与党の一員であったので、こうした事情は半ば当然のことであった。それだけに、民政党所属の齋藤が陸軍パンフレットを正面から批判したのは異例なことであった。

以上のように、齋藤は与党系議員でありながら野党議員のように政権を批判する演説を行うことがあったが、肅軍演説も同様に捉えることができる。すなわち齋藤が肅軍演説を行った時、民政党は当時の広田弘毅内閣に大臣を送っていたため、彼は与党系の立場にあつたからである。齋藤は陸軍パンフレット批判演説に続き、二年連続で与党系議員でありながら、後述するように野党的立場で軍部を批判する演説を断行したのであった。齋藤がこうした言動を行う背景には、齋藤と所属する民政党との間に生じていた摩擦があつた。以下、そのことを確認しておきたい。

昭和九年七月に発足した岡田内閣に、民政党は町田忠治（商相）、松田源治（文相）の二名が入閣していたが、政友会は入閣した床次竹二郎（逓相）、山崎達之輔（農相）、内田信也（鉄相）の三人を除名し野党としての立場を明確にした。これにより一四六議席を抱える民政党が岡田内閣の与党の一角となったものの少数与党であり、三〇一議席を抱える政友会は野党となって議会で相対する構図が生まれていた。

こうした状況は、民政党内でも党としての路線に対する考え方の違いから、様々な亀裂を生んでいた。まず起こつたのは、政友会との連携に関連して生じた摩擦と後継総裁問題である。若槻総裁は八月の時点で辞任の意向を周囲に洩らしたために、¹³⁾ 民政党首脳部では早くから宇垣一成陸軍大將を総裁とする新党構想が進められていた。その一方で政友会との連携構想も進められており、政民連携は昭和九年一月に一旦成立して黨員同士の懇親会も開催されるようになっていたが、¹⁴⁾ 一二月に政友会が第六回帝國議會において「爆弾動議」を提出したことを契機として蜜月関係が揺らぎ始める。この動議は「災害対策、匡救事業善後策及び地方自治体窮乏打開の爲め」一億八千万円の予算追加

を要求し、これについて「政府の明確なる言明ある迄」予算総会の審議を中止するという強硬なものであった。⁽¹⁵⁾ 同動議は民政党に無断で出されたために、政民連携運動を進めていた民政党首脳部の政友会に対する不信任は増幅した。⁽¹⁶⁾ それまで宇垣は総裁就任に前向きだったが、民政党にこだわらず政党勢力を総結集した新党を率いることを目指していたため、これを契機に総裁就任を辞退している。⁽¹⁷⁾

一方、民政党内においては若槻が昭和九年一月一日に辞任の意思を正式に表明したことにより、以降は後継総裁を選出することが喫緊の課題となった。若槻は町田を後継に指名していたが、若槻の辞任そのものに対して党内から抗議が続出したこともあって町田は総裁就任を固辞した。総裁不在という異常事態は二カ月以上続き、宇垣の辞退が明確となった昭和一〇年一月一六日になって町田はようやく総裁就任を受け入れた。しかし、町田が商工大臣に就任したまま総裁という大役を兼ねることになったので、以降の民政党は岡田内閣に対する与党色を一層強めたともみられるようになる。すなわち憲政会結成以来、常に独自の政権構想を立て固有の首相候補を世に示し続けてきた民政党であったが、総裁が閣僚に留まったことで、非政党内閣の与党に甘んじる政党へと大きく性格を変えることになったのである。⁽¹⁸⁾

この民政党の方針転換から、軍人を首班とする内閣の少数与党であることを許容するかどうかという新たな問題が生じることになった。昭和九年までの齋藤は、政民連携に対しては協力的で、町田の総裁就任に対しても反対していなかった。政民提携懇親会に出席したり、町田を総裁に推すための「受任懇請委員」の一員となって活動していることが日記に書かれているからである。⁽¹⁹⁾ しかし、町田が昭和一〇年一月半ばに総裁となった後も大臣の地位に留まり従来の党の性格を変えたことに対しては、かなり強い抵抗があったことがわかる。昭和一〇年四月初めに山本達雄男爵を訪ねて内閣の前途について会話した際、齋藤は幹部会で「我党と内閣の絶縁論を提唱」したいと相談を持ちかけたが、やめるよう諭され「隠忍することに決」したと記す一方で、「幹部は現状維持に決めて居る。彼等の意気地なき

こと言語同断なり」と党幹部に対し強い不満があることを吐露している。⁽²⁰⁾ 齋藤は、非政党内閣における与党は仮の姿で、近日、『憲政の常道』に戻った後に単独で政権を掌握できる民政党であり続けることを願っていたのであった。

こうした齋藤の考えは、前年に出版されていた『革新論及び革新運動を戒む』の論考からも窺える。その中で齋藤は、政党が政権争いをするには「悪事にあらずして善事」なので、むしろ「政権競争」と言ったほうが的確だという。また、この競争は「大いに奨励すべき」で、なぜならそうした競争が国民の前に公開されることにより「国民は政治的に緊張し政治的に進歩する」からだと言いつつ切っていた。⁽²¹⁾ その一方で「政界は勢力の競争」になるから、政党の勢力が弱ければ官僚内閣が起り得る。これはやむを得ないが、政党はそうなった場合でも官僚勢力に迎合すべきでなく、対戦できるような「政党自身の勢力を養成」しておくことが必要だとしていた。⁽²²⁾

さらに、政治を動かす存在となりつつあった軍部に対しても強い警戒感を抱いていた。齋藤は昭和九年一月、前述した陸軍パンフレット問題に関連する論説文を自党の機関誌に寄稿しており、⁽²³⁾ その中で「最近両三年我国の政治を動かすものは政府にあらず、政党にあらずして実に軍部である」と断じている。その上で、「軍部が他省の意見を蹂躪して軍部単独の主張を押し通したる」最近の例として「満州機構改革」問題を挙げていた。陸軍は、軍司令官が駐満大使を兼任し、満鉄をその監督下におくべきだとする主張を岡田内閣成立以前から展開していた。この問題は、権限縮減を迫られた拓務省の政務・参与両次官が辞任したり関東庁職員・警察官が総辞職決議をするなどして紛糾したが、年末に至って陸軍側の要望がほぼ取り入れられる形で決着した。⁽²⁴⁾ 齋藤は日記に在満機構問題で緊張する政局の様子を度々書いており、その時期の政界の形勢を「軍部跋扈し他省顔色なし」と記している。⁽²⁵⁾ このような背景の中でさらに「陸軍パンフレット問題」が浮上してきたのであるから、齋藤の「軍部跋扈」に対する危機感がさらに高まったことは想像に難くない。

こうした状況下で岡田内閣を支えていた民政党は、与党の一角であるために陸軍とはある程度、協力せざるを得な

い立場にあった。町田商相と床次逋相は、岡田内閣に対して野党的立場を明確にした政友会を懐柔するために「内閣審議会」を設置する構想を持っていた。⁽²⁶⁾内閣審議会とは政財界の要職者による重要国策の諮問機関で、岡田内閣として第六七回帝国議会に提案され昭和一〇年五月、正式に発足している。⁽²⁷⁾内閣審議会の事務を担ったのが内閣調査局であり、首相直属の国策調査機関として同じ日に設置されたが、その内閣調査局を作るために尽力したのが、当時の軍務局長だった永田鉄山であった。⁽²⁸⁾このように与党の一角を担っていけば、軍部と協力せざるを得ない。齋藤は、こうした経緯からも民政党が岡田内閣の与党であることに対して強い不満を持っていたと想像される。

次に、齋藤の民政党内での処遇を見ることによって、党内での彼の位置付けを確認してみたい。齋藤は、昭和二年六月の民政党発足時に党内において総務一〇名のうちの一人となっているが、昭和四年七月から九年七月までは犬養内閣期（昭和六年二月～七年五月）を除いて内務政務次官や法制局長官を歴任しており、⁽²⁹⁾岡田内閣になると再び党内に戻った。昭和一〇年一月に町田が新総裁になった際、役員指名では幹部から外されて顧問となり、不満に思ったことが日記に記されている。⁽³¹⁾

二・二六事件直前の昭和十一年二月二〇日に行われた第一九回総選挙では、政友会の一七五議席に対し民政党が二〇五議席を獲得して第一党となったため、町田総裁が以前にも増して強い影響力を行使できるようになった。続く広田内閣には政民両党から二人ずつ入閣したものの、政務次官・参与官人事は一カ月以上空席のままとなっていた。そこで四月六日に政務官人事に関して党内で長老会議が開かれたが、齋藤はこの場に招かれなかったことを不満に思い、「憤慨に堪へず。将来の覚悟を要す」と自身の行く末に関して方針転換の必要を感じたことを日記に書き留めている。⁽³²⁾また、四月二十八日には党内役員選定が行われたが、ここで齋藤は「久しぶりにて党総務」となったものの「後進の桜内幸雄は主任総務、永井柳太郎は幹事長」となり、「予の無能、自ら鞭つその他なし」と後輩よりも党内の昇進が遅れていることを自嘲している。⁽³³⁾さらに、四月初旬から齋藤は大臣に対する質問（肅軍演説）の原稿起草に執りかかり、

月末になって完成させていたが、内容を五月一日に党首脳部に伝えると、質問することを取り止めるよう通告された。その結果、「意外。憤懣に堪へず」「何にかの方法を考えざるべからず」と、ここでも自身の民政党员としての在り方について方針転換を決意したかのような記述が見られる⁽³⁴⁾。この通告に対しては、党内の中堅層から、齋藤に質問をさせるべきだという反論が起こったために首脳部は折れて「肅軍演説」は実行されることとなった⁽³⁵⁾。このように党首脳部の意向に基づいて任命された齋藤の民政党内での地位は、決して自身の期待に沿うものではなかった。それは一時的なものではなく連続していたため、齋藤は、民政党所属議員であり続けることの意味を問い直す心境にまで陥っていたことがわかる。

しかし、齋藤が不満を述べるほど、民政党首脳部が一方的に彼を冷遇していたわけではない。齋藤が三度政府委員を務めたこともさることながら、一五〇名から二〇〇名ほどの議員の中で党を代表する演説者として頻繁に選ばれ、委員会が設置された場合の委員長候補にも民政党推薦として複数回名前が挙がっている⁽³⁶⁾。また、前述したように齋藤と町田の間には意見の相違もあったが、町田は総裁就任後、四カ月経って自ら齋藤に個別会談を申し込み、党が抱えている事情や今後の見込みについて語りあっている⁽³⁷⁾。またその年の年末から翌春にかけて二人は頻繁に趣味の囲碁対戦をしていることから、町田は齋藤と会談する機会を増やすことが重要だと考えていたと思われる。町田は齋藤より七歳年長であり、第一一回総選挙で初当選した当選同期で所属党も全く同じ経路を辿った間柄であった。したがって齋藤の実力を知りつつも、党内融和を乱しかねない強い行動に出ることを厭わないタイプであることも熟知していた。ゆえに町田を筆頭とした民政党首脳は、齋藤を党の重要ポジションに任命することを避け、二・二六事件直後の議会で党の代表として質問演説をさせることを躊躇したのであろう。それが齋藤本人の期待との間の齟齬となり、野党的立場で寺内陸相に対する質問を行うことを決意させたと思われる。

以上、本章では齋藤が肅軍演説をすることを決意した背景について、次の点を明らかにした。齋藤には、与党議員

であっても必要なら政府批判演説を行うという一本気な面があったが、当選を重ねるにつれ、演説の上手さを買われ衆議院本会議で党を代表して質問演説をする役を頻繁に担うようになっていた。五・一五事件により政党内閣が倒れ挙国一致内閣の時代になったが、齋藤は政党内閣に戻って与野党間で意見が戦わされ、それが公開されることが立憲政治の理想だと考えていた。ところが、民政党の幹部には非政党内閣の与党であることに甘んじ、その立場を維持するために政治的に台頭してきた軍と協力することさえ厭わず、批判を抑制する者も出てきた。また齋藤は、希望したように党内における自分の地位が上昇していかないことにも焦りを感じており、このまま民政党に所属し続けることに疑問を感じるようになってきていた。このように、与野党の立場に拘わらず自らの主張を発しがちな政治家であることに加え、民政党の方針や自らの党内での処遇に不満を抱く事情が、後の肅軍演説に繋がっていったと考えられる。

三 二・二六事件後の初議会を迎えるまでの政治状況と新聞報道

本章では、二・二六事件から、齋藤の肅軍演説が行われた事件後初となる第六九回帝国議会までの政治状況と関連する新聞報道の特徴を確認してみたい。

事件当日の昭和十一年二月二六日午前七時に政府は新聞記事差止通牒を発したが、正確な情報を伝えることよって人々の動揺を抑えるため、夕刻には政府発表のものに限り差止めが解除された。新聞は軍部批判を含め事件発生の原因について論評することを避け、襲撃対象者の容態や青年将校らによる決起趣意書の一部など、政府発表の内容をそのまま掲載することになる。⁽³⁸⁾

二九日に反乱軍が鎮圧されると政府発表が少なくなり、新内閣に対する期待が書かれた記事が増加するが、各社と

も次の内閣において徹底した肅軍が実行に移されることを期待していた。肅軍に定義はないが、この時点では、事件に関係した人物の更迭が行われることを指すと言つていいだろう。⁽³⁹⁾ それに関連して、次の陸相に誰が就任するかは最大の関心事となつていた。⁽⁴⁰⁾

後継の広田内閣は三月九日に発足し陸相には寺内寿一大将が就任するが、後述するように陸軍が組閣に強力に介入してきたため、人事はかなり難航した。この模様を伝える記事の中に、「組閣本部と陸軍との間に……形勢険悪化の徴を示して来た」⁽⁴¹⁾ とか「陸軍依然強硬」⁽⁴²⁾ と難航した様子を書いたものがあるが、それは陸軍の強圧的な行動を暗に批判する報道が存在していたことを裏付けている。中には後日、「あの組閣の過程を考えれば、一種の懷疑と不安を感じずにはいられない」⁽⁴³⁾ と、露骨に介入してきた陸軍に対し、はつきりと懸念を表明する記事もあった。前述したように、事件直後に記事差止通牒が発せられて軍部を批判するような論調の記事は載せられない傾向にあつたが、こうした記事が存在していたことは留意すべきであろう。

その他の特徴としては、三月初旬から事件の被害者や殉職警察官への同情記事が増えていったことがあげられる。このような情緒的な記事は三月に最も多く見られ、その後減少してゆくが、殉職者に対して寄せられた弔慰金についての報道は五月初旬まで続いている。⁽⁴⁴⁾ 五・一五事件の折には反乱軍に同調する記事も多く見られたが、二・二六事件の場合は皆無であつた。⁽⁴⁵⁾

事件を受けて、元老だつた西園寺公望は近衛文麿を後継首相として推薦したが、近衛は健康上の問題から拝辞したため、代わつて岡田内閣で外務大臣を務めていた広田弘毅に三月五日、大命が降下した。広田は早々に組閣人事を進めたが、六日には次期陸軍大臣と目されていた寺内大将が組閣本部を訪れ、陸軍としての要望を提示した。その要望とは、閣僚候補として名が上がつていたうちの四名を、自由主義的人物であるとか政党色が強すぎるなどの理由で排斥するもので、⁽⁴⁶⁾ 承諾されなければ陸相を送らないと主張した。加えて、陸軍の提唱する政策や軍事予算の大枠につい

て承認することをも要望した。広田はこれらを受け入れたが、八日になると、陸軍は政党からの入閣者を各党二名から一名にするよう再度人事に介入してきた。広田はこれには応じず、結局、組閣方針についての声明の中に「従来の秕政を一新し国際関係を自主積極的に調整する」という言葉を入れることで各党一名案は撤回された⁽⁴⁷⁾。陸軍は、事件の原因は軍だけでなく、これまでの政治の失敗にもあると強調することに拘っていたのである。こうした陸軍による強硬姿勢は、その後の広田内閣の方向を規定するものとなった。

一方で陸軍は肅軍人事を行っていった。まず早々に事件の責任を取る形で現役の四人の大將が引退し、三月二三日には第二弾となる肅軍人事が行われた。直接関係のあつた師団長や司令官や旅団長を左遷したり引責退任させ新たに「無色公平な人物を中央の要職に配置」⁽⁴⁸⁾するもので、新聞には「陸軍統制の徹底と国政一新の具体化に邁進せんとする」⁽⁵⁰⁾姿勢や、「肅軍に対する牢固たる決意」⁽⁵¹⁾が表れている、と高評価する記事が載せられている。

また、非常時局に対する政府の認識所見を徹底させるため二六日に急遽開かれた地方長官会議では、寺内陸相が、事件は「極めて少数一部の將校が矯激なる部外者と通牒して遂に此の暴挙を決行したるもの」と初めて言明したので、無用に畏怖していた国民はやっと「安堵」⁽⁵²⁾した。

さらに、八日に開かれた軍司令官師団長会議で寺内陸相が、「軍秩を紊るが如きは仮令一人と雖も断じてその存在を許さ」ない旨を述べたことから「陸軍首脳は肅軍に関する決心が尋常に非ざる」ことを思わせ、軍部内の政治的要望は、陸軍大臣を通じてのみ許されることを確信させたが、同時に陸相たる者の三大使命として軍紀肅正・軍備拡充とともに国政一新をも挙げたことが一部世間の誤解を招いたという⁽⁵³⁾。単独無条件に肅軍を達成させることは陸軍の義務であり、決して国政一新を前提条件にすべきではないというのである。しかし、国民は今や陸軍に「余程信頼の念を増して来た」ところなのだから、一日も早い肅軍の達成を望みつつ事態を見守るべきだと、総じて軍部を好意的に捉える報道が行われていた⁽⁵⁴⁾。

以上のように、新内閣における陸相の行動は肅軍をめぐる常に注目されていた。二・二六事件が起こった原因は周知のように陸軍内の派閥争いであり、当時陸相だった川島義之は中立派だったが事件を收拾できなかったとして予備役に編入され、その後任として指名されたのが寺内大将である。寺内は、寺内正毅元首相の息子で伯爵という名門の一員でありながら事件まで中央のポストに就いたことがほとんどなく、派閥的には無色透明であることから、今後避けることのできない「勇猛果敢な肅軍」ができるだろうと期待されていた⁽⁵⁵⁾。また、明朗で虚勢を張ったりせず「開けっぴろげ」な性格で、陸軍の中堅層から見れば「ロボット化しやすい」人物でもあったという⁽⁵⁶⁾。組閣時に強引に介入して周囲を戸惑わせておきながら陸相就任後の肅軍に対する決意を述べた訓示が非常に好感を持って受け止められたのは、寺内のこのような性格が影響していたのであろう。

このような状況のもと、二・二六事件後初めて開催されることになった第六九回帝国議会は衆目的となった。開会を前にして、新聞各社はそれぞれ、国民は未だに事件の真相を十分に知らされていないので、自由な質疑を通して真相が明らかにされることを期待する主旨の社説を載せている⁽⁵⁷⁾。

さらに、開会式における勅語に変化があったことも国民を驚かせた。毎回、「朕茲ニ帝国議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及ビ衆議院ノ各員ニ告グ」で始まる勅語は全体で一二〇字ほどのもので定型化されていたが、五月四日の開院式では「今次東京ニ起レル事件ハ朕ガ憾ミトスル所ナリ」という一文が特別に加えられた。これは天皇自身の意見によるものだったが⁽⁵⁸⁾、「議会上寔に稀有のこと」なので「涙ぐましき感激を持つて只管に優渥なる聖旨に平伏⁽⁵⁹⁾」するほどであり、「今議會は正に劈頭より未だ嘗つて類例を見ない緊張と厳肅の気分におおわれ⁽⁶⁰⁾」たと各新聞は伝えている。

こうして始まった六日からの本会議では、広田首相による施政方針演説に続いて有田八郎外相、馬場鏐一蔵相の演説があり、さらに寺内陸相による事件経過についての説明が行われた。続いて民政党と政友会の各々の代表者による質問が行われ、最後に事件についてさらに詳しい説明をするとして秘密会が開催されている。秘密会では、寺内陸相

により議員に対し踏み込んだ説明がなされ質問にも答えたが、速記録の内容は新聞では公表されなかった。議会の審議進行に支障を来たささないようにするためやむを得ずこうした形態をとったとされ、政府はこれをもって二・二六事件に関する質疑を打ち切る方針であることをあらかじめ表明していた。⁽⁶¹⁾

寺内は先に行われた本会議では、事件の概容と反乱軍に対して当局がどのように対応したか、また軍に対する国民の信頼を回復できるような全力を尽くす心構えを表明したが、「大部分は公表又は訓示の再述」⁽⁶²⁾であった。本会議後に開かれた秘密会でも、事件の取調状況についてやや詳しく説明しているに過ぎなかった。この秘密会では政党側から六名の代議士が立つてそれぞれ複数の質問を投げかけたが、クーデターに協力した者の中に政治家がいるという噂は本⁽⁶³⁾当か、資金提供を巡って汚職はなかったかなど核心に迫る質問には、寺内は、単に拒否したり調査中のためとして⁽⁶⁴⁾明言を避けている。

以上、二・二六事件から肅軍演説までの政治状況と関連する新聞報道について、次の事を明らかにした。まず、事件に関する論評掲載を禁止しようとする政府の方針は徹底されておらず、事件の犠牲者らに対する同情記事が次々と載せられていく中で、陸軍の広田内閣の組閣に対する強硬介入をめぐり、若干ながらも陸軍を批難していると受け取れる記事も存在していた。次に三月下旬になって肅軍人事が始まり、陸相の肅軍に対する決意が明らかになると、新聞はそれらを詳細に伝え好意的に報じた。一方で事件の詳細については依然公表されず、陸軍側がそうした姿勢を今後も取ろうとしていたことは、本会議初日に秘密会が開かれたことから明らかだった。さらに開院式の勅語に対する反応からは、第六九回帝国議会が一層注目されたことが推測できる。

四 肅軍演説の内容と新聞報道を契機とした反響

本章では、肅軍演説の内容とそれに関連する新聞報道を、同議会の他の議員の演説や、齋藤の元に寄せられた書簡の内容に照らし合わせながら検討していく。特に、かかる書簡の中で齋藤の演説は「国民の気持ちを代弁してくれている」、「痛快」だと評されたが、肅軍演説を知った国民にこうした心情が生じた理由を明らかにしていきたい。

齋藤は、秘密会の翌日にあたる五月七日に、全体では五番手、民政党代表としては三番手で大臣の演説内容についての質問を行っており、これがのちに「肅軍演説」と称されるようになった。演説の前半で齋藤は、広田首相に対して貴族院と衆議院、行政機関の改革について政府の考えはあるかと質問しながら、学制や裁判権の運用など改正すべき点はあるものの、我国の政治組織は相当に完備しているので根本的に改革する必要はなく、問題なのは制度を運用する人であろうと自論を述べていた。外交については、徒に軍備を増強するのではなく、東亞の平和を保持するために大局的見地に立って「外交上の大工作」⁽⁶⁵⁾を行うべきであるとした。

後半部分で、寺内陸相に対する質問を展開していった。まず二・二六事件の遠因は、三月事件から十月事件、五一五事件へと続く軍部による不祥事の処置を徹底していなかったことにあると説き、事件を起こした青年将校に対して「精神上の動機を与えるとか」「裏面に於いて糸を引いてい」たような軍首脳者はいなかったのかと質した。さらに組閣人事に関して陸軍が介入してきたことを批判し、明治一五年に制定された軍人勅諭をあげて、陸海軍は第一義的に国防の為に設けられたものであるから軍人の政治運動は断じて厳禁せねばならないと軍部の政治化を警告した。また今回の事件に関しては「上下有ゆる階層を通じて衷心非常に憤慨して」いるのだが、言論の自由が拘束されているので公然これを口にすることができず、「私語の間に之を洩らし、あるいは目を以て之を告げる」など「専制武断

の封建時代」と変わらぬことしかできていない。それでも国民は沈黙しているが、忍耐力が尽きないことを願うばかりだと国民の閉塞感と軍部への反感を代弁する形でまとめている。これに対し寺内陸相は、「洵に熱誠なる御所論を承りまして、私は其の論旨に付きましては同感でございます」と述べ、既に発表しているように軍人の政治不関与の原則を徹底させる所存であると答えた。

全体で一時間二〇分にわたる演説内容は、国民が抱えていた不安を代弁したものととして絶賛された。齋藤は自伝の中でその時の様子を、「満場は肅然として一言の私語を聞かず、要所要所に急霰拍手を送るのみ」だったとし、演説後は「各派の議員より握手を求めて衷心より感謝の意を表せられたのは意想外」で、この演説が全国民に与えた影響が大きかったのは「さらに意想外」だったと記している。⁽⁶⁷⁾

『読売新聞』は当日、「敵たり議会の威信 不祥事件根絶のため一刀両断の処置を執れ 肺腑突く齋藤氏の舌鋒 陸相また率直に答弁」と大見出しを付け、演説の後半部分の速記全文を掲載した号外を出した。⁽⁶⁸⁾号外は当時有料で売られており、話題性のあるニュースとみれば号外記事が作られ頻繁に発刊されていた。⁽⁷⁰⁾主な題材は戦争や自然災害・選挙結果などで、肅軍演説のような一代議士が行った演説が号外として出たのは極く稀なことであった。このことから、肅軍演説がいかに売れる内容⁽⁶⁹⁾として注目されたかがわかるであろう。

翌日の『東京朝日新聞』では、政治面トップに五段抜きで「衆議院の大論戦展開！ 事件根絶に一刀両断 軍当局の決断を望む 齋藤隆夫氏の熱弁（図一）」という見出しを付け、二段抜きの齋藤の写真と共に演説速記の要旨が載せられた。⁽⁷¹⁾『東京日日新聞』も同じく政治面トップに五段抜きで「齋藤氏熱火の大論陣 国民の総意を代表し 今事件の心臓を衝く 軍部に一大英断要望」という見出しを付け、三段抜きの写真と共に演説速記を中略付きながら掲載している。⁽⁷²⁾前日に齋藤の演説のみの号外を出した『読売新聞』は、翌朝の新聞でも肅軍演説を政治面トップに掲載した。見出しのタイトルは号外と同じで六段抜きとなっており、左上に「軍民一致の大感激」という黒地白抜きで横書

図2 『読売新聞』



図1 『朝日新聞』



きの小見出しが付けられている(図2)。掲載内容も号外と同じで演説の後半部分の速記全文を掲載しており、小見出しの下に三段抜きの写真が載せられている。⁽⁷³⁾ 政治面における肅軍演説についての記事が占める割合は、『東京朝日新聞』と『東京日日新聞』が約半分なのに対し、『読売新聞』では九割以上と、ここでも『読売新聞』の肅軍演説を意欲的に報道しようという姿勢が紙面に反映された結果となっている。いずれの見出しにも「舌鋒」「心臓を衝く」などの誇張した言葉が使用されているが、リード文の中の演説当時の議場の様子を表した言葉にも「満場風の如き拍手裡に深刻なる感銘を与えた」「議場は一種の凄愴味を呈し」「近代の議会演説における圧巻」など読者を刺激する表現が使われていた。

この他には「舌鋒議場に蘇える 言々凄愴憂国の至情 齋藤氏軍の責任痛論 満場肅然として声なし」⁽⁷⁴⁾『報知新聞』、「事件の処置に英断を要望 五・一五事件に対する判決は極めて不公平 齋藤氏の火を吐く演説 本会議熱狂」⁽⁷⁵⁾『時事新報』、「六韜三略を引用 善後処置・重大性力説 齋藤氏東京事件を追及」⁽⁷⁶⁾『国民新聞』などこれらも政治面トップに記事が大きく掲載された。また先の自伝によれば、演説の翌日

から十数日間は、国内だけでなく朝鮮や上海からも感謝の意を込めた電報や手紙が到来したという。⁽⁷⁷⁾

因みに、齋藤の肅軍演説を大きく取り上げた紙面に、寺内がこれに同感した事実を強調した見出しが並んでいたことも注記しておきたい。「所論に至極同感 陸相、率直に答ふ」『東京朝日新聞』⁽⁷⁸⁾、「陸相 率直に同感表明」『東京朝日新聞』⁽⁷⁹⁾、「陸相曰く『同感である』」『読売新聞』⁽⁸⁰⁾と、三紙とも寺内が演説の主旨に同感していたことを大きく書いていた。この寺内の同感があったが故に、齋藤の演説には厳しい軍部批判が含まれていたにも拘わらず、新聞も大きく扱うことが可能になったと言えよう。前述したように、こうした反響は齋藤自身にとって「意想外」であったと自伝に書いているが、これらの新聞報道を通して齋藤は「議会論戦の花形闘士」⁽⁸¹⁾や、「一躍『憲政の神様』」にまで祭り上げられ⁽⁸²⁾るなど突如として脚光を浴びることになったのである。

齋藤が演説を行った後も約二〇日間議会は継続しており、齋藤の質問の対象者であった寺内陸相は、本会議のほか予算委員会をはじめとする九つの委員会にのべ一五日間にわたって出席し答弁していた。齋藤は七日以降質問に立っていないが、会期終了までに他に数十名の議員が寺内陸相に対して質問しており、このうちの二五名が肅軍に関連する質問を行っている。⁽⁸³⁾以降では、それらの質問内容にどのような指摘があったか、その特徴を明らかにしていく。

まず、注目されるのが戒厳令についてである。周知のように二・二六事件の翌日、東京市に対して戒厳令が施行されておられ、第六九回帝国議会はその中で行われた異例の議会であった（廃止は同年七月一八日）。戒厳令は閣議決定を経て枢密顧問が諮詢し、さらに天皇の裁可を受けて勅令をもって宣告される大権事項であり、帝国議会の協賛は必要としなかった⁽⁸⁴⁾。戒厳令には戦時戒厳と行政戒厳の二種類があり、戦時戒厳は日清・日露の両戦争時に布かれた。行政戒厳は、警察力だけでは足りず、兵備をもって警戒しなければ当該地域の安寧が保てないと判断された時、緊急勅令に基づいて戒厳令の一部が特定地域に適用されるものである。⁽⁸⁵⁾二・二六事件時に施行されたのはこの行政戒厳であり、以前には日比谷焼討事件と関東大震災の折に布かれていた。⁽⁸⁶⁾五月二二日、政友会の立川平から施行状況について質問

を受けた寺内陸相は、事件翌日の二月二十八日には一旦戒嚴令第一四条を全部適用したものの鎮圧と共に大部分を急速に解除し、爾後は戒嚴令第一四条一号・三号・四号のみを適用していると答えている。その内訳について、一号は議員選挙の準備のための会同以外の一般政談集会・屋外集会・多衆運動を禁止するもの、三号は拳銃・軍用銃・実砲の売買授受に関して検査したり場合により押収することを可能にするもの、四号は郵便電報の開緘を可能にするものだと説明を加えた。⁽⁸⁷⁾ その結果、戒嚴司令官は法律によることなく対象地域民の集会・通信などに関する精神的・経済的自由を制限することができたのである。

この戒嚴令に関する質問の例としては、「信書の秘密を発くということは、最も人權上に関係の重大なこと」なのに継続されていることに対する不満の表明や、「何かしようとする、其処には官憲が在り、そこには憲兵がある」という状態で民衆の政治的自由というものは剝奪されており、このままだと「暗澹たる心持にならざるを得ない」ので、一日も早く此戒嚴令を撤去して「明朗な気分を喚起」してほしいという抗議を含んだ要望が出されていた。⁽⁸⁸⁾

次に質問の中で頻繁に言及されたのが、相沢事件については昭和一〇年八月一二日、陸軍省で執務中だった永田鉄山軍務局長が、相沢三郎中佐によって斬殺された事件である。相沢の公判は昭和十一年一月末から行われており、経過は同年二月二五日の第一〇回公判まで逐次新聞で報道されていた。二・二六事件勃発で二カ月近く公判は頓挫し、四月下旬ようやく再開されて五月一日に公判が終了し七日に死刑判決が言い渡されたが、再開以降、公判の様子は総て非公開となっている。

このように公判の後半部分は非公開であったものの、同じ陸軍上層部内の不祥事であったために、二・二六事件との関連を想像させるに十分であった。特に報道の中で注目されたのは、相沢が凶行直後、偕行社に行つて買物をして次の赴任地である台湾に行くつもりだったと証言している部分だったらしく、⁽⁸⁹⁾ これに対し民政党の堤康次郎は、証言内容を知つて「国民は愕然として驚いた。相当教育のある者が上官を殺して、そうして其儘任地へ赴任をする」と云う

ようなことを、何として思うだろうかと、実は呆れてしまった」と国民心情を代弁し、そのような「単純な考えを
 持つて居られる軍人」が「国家社会主義の思想を背景として、統制経済だとか何とか云うような生半可な事を言う」
 べきではないと、軍人の政治関与を批判している。⁽⁹¹⁾ また政友会の宮脇長吉は、中佐の階級にあるような者が、上官を
 殺しておいても尚且つ自分が大手を振って行動できるという考えを持っていたことを新聞記事で知り、それが「齋く
 国民の頭を打った」とする。その上で二・二六事件を起こして重臣たちを惨殺した理由を「国体破壊の元凶を排除す
 るため」と堂々と発表した青年将校たちに相沢と共通するものを感じ、再び「斯う云うようなことが何となく国民の
 頭を打」った状態になつていて、事件に関して軍首脳部の者が関係してゐるのではないかと国民が考へるのは自然の
 流れであるのに、そのような噂を流すのは「軍民の離間を策せんとする非国民的反軍策動」であると断じた寺内陸相
 の訓示を指して、軍には「頭から高圧的に物を擲んで掛かる習慣」があると批難した。⁽⁹²⁾

さらに、質問に立つた代議士たちが論及したことは、前述したように広田内閣組閣時に軍部が強硬に介入した点で
 ある。民政党の添田敬一郎は、寺内陸相が組閣完了以前に「現内閣が依然として自由主義的色彩を帯び、現状維持又
 は消極政策に依つて妥協退嬰を事とするが如きものであつてはならない」との声明⁽⁹³⁾を出したことに對して「ファッ
 ショ」や「国家社会主義」が来たような気がしたとの不安を述べた。⁽⁹⁴⁾ また民政党の松本忠雄は、同声明は寺内が大將
 の地位に在つた時に出したもので、そのことは寺内が後日、軍人の政治に関する上書、建白、演説、文書は軍人勅諭
 に則り陸相を通してのみ公表すべきものであると言明したと矛盾があつたことを指摘している。⁽⁹⁵⁾

肅軍演説の内容を非難する発言もあつた。第二控室の杉浦武雄は、軍人は幼年学校や士官学校で犠牲的精神を教え
 られるが、このような精神が「時あつて発露して斯う云うやうな方面に向」いて二・二六事件のようなことを起こす
 こともあるが、それは「見方に依れば頼母しくもさえ私は思へる」ので、齋藤の言うように、それ以前のクーデター
 未遂事件の被疑者を厳罰に処したらいいというものではないと主張した。⁽⁹⁶⁾ 後述する齋藤宛に送られてきた書類の中に

も、数は少ないが非難する内容のものが存在し、「二・二六事件などは政党財閥の責が主たるもので、青年将校は正しく尊い犠牲だ」という言葉で齋藤を批判しているが、これらは杉浦の考えと共通していると言っているであろう。

また貴族院の浅田良逸は、齋藤は陸海軍は国防の為に設けられたものであると断定したが、軍隊内務書綱領第一にあるように、軍は「皇基を恢弘し国威を宣揚する」ことが建軍の本義なので、齋藤のように「陛下の軍を、単に国防軍事の狭い範囲に閉ぢ込めようとする自由主義、民権論者の思想は極めて危険である」と断じていた。⁽⁹⁷⁾ 軍隊内務書とは、明治二一年に制定された連隊内の各職員の職務権限と諸勤務の内容を定めた規則書のことを指す。その後改定があり、明治四一年、冒頭に兵営内における精神教育のための綱領が加えられて軍隊内務書綱領となった。浅田良逸はこの時、貴族院男爵議員であったが、元陸軍中將で陸軍大学校教官まで務めた人物であった。⁽⁹⁸⁾ このように国防に対する考え方に、元陸大教官と齋藤の間で根本的な相違があったことは注目される。戦前期の貴族院には軍人出身者が少なからず存在しており、中には浅田のように軍人教育に携わっていた者が貴族院議員の一角を占めていたことは留意すべきであろう。⁽⁹⁹⁾ 数は多くないものの貴族院内から批判が起っていることは、齋藤の演説の反響が大きかったことを物語っている。

以上のように、肅軍演説の後でなされた寺内陸相を巡る質疑応答から、齋藤と同じ立場にあった議員たちは、戒厳令がなかなか解除されないことに対する不満や、相沢事件や二・二六事件を起こした「犯人像」から軍人の言動に対する不信、広田内閣組閣に強硬介入した事実から陸相の肅軍に対する決意に不安を感じていたことがわかる。

次に、当時の国民はどのような心境に置かれていたのか、その手掛かりを演説後に齋藤自身宛に送られてきた郵便物の内容から検討し、先に検討した議員たちの質疑内容と関連させて考察していきたい。

演説直後から齋藤のもとには連日、電報・葉書・手紙が届いており、『資料 日本現代史9 二・二六事件前後の国民動員』では、昭和十一年五月七日から五月末までに届いたうちの二八〇点が公開されている。⁽¹⁰⁰⁾ 差出人の住所は東

京が一番多く、次いで齋藤の出身地である兵庫、大阪となっており、その他は宮城から鹿児島、さらには朝鮮まで各地から届いている。多くの文書には齋藤の演説を新聞で知ったということが書かれているので、毎日、新聞を読むことが習慣化していた人々の感想であることは留意しておく必要があるだろう。なお、一八〇点の中には現役政治家から届いた五点も含まれている。⁽¹⁰⁾

個々の文書を通読してみると同様な意味を含む言葉が頻繁に使用されており、繰り返し現れる表現がある。それらのキーワードを設定してグループ分けし、頻度順に上位から並べると①感謝、②感激、③勇氣、④痛快、⑤地元の誉れ・議会の信用回復、⑥広田内閣組閣時の介入批判、となった。

以下、順に見ていくと、まず一八〇点の内訳は電報が一六、葉書八四、封書七九、名刺一と過半数が文字量が少ない手段を使っているので、「云わんとしていたことを代弁してくれた」「恐らく国民の総意に御座候」「覚へず落涙いたし」というような感謝や感激の意を表すだけで内容が終わっているものが最も多く見られた。

次に多いのは、齋藤の「勇氣を讃えている」と受け取れる表現であった。具体例としては肅軍演説を実行したこと自体が「一死報国的」「肉弾三勇士的」行動であるとし、齋藤を「怖れ知らずの豪快の気質」であると賞賛する言葉が挙げられる。中には「御身辺が心配でなりません」と、勇氣を讃える反面で身辺を危ぶむ直接的な言葉もあった。

議会内における言論の自由については、「議院内で奈何に言論の自由が保障されてゐたからとて五・一五事件以来、齋藤さんが壇上に立つ迄は誰一人此言論の自由を行使しなかつた」と言われるくらい、議員がその権利を知りつつ実行に踏み切れない状態にあったことは、上記の齋藤の勇氣を讃える文言からも明らかであった。

同時代の憲法学者であった宮澤俊義は肅軍演説について、次のような興味深い指摘をしている。

氏の演説の内容は、少くとも現在の言論界の実際から考えると議会以外で発表することはかなり困難なものではないかと想像さ

れる。それが逐字的に各新聞紙で報道せられることができたのも、おそらくそれが帝国議会における言論であったからであろう。議会における言論の自由は、立憲国における最小限度の言論の自由である。その最小限度がまだ決して失われていないといふことを明らかにした点でも、齋藤氏の演説は大いに意味があるといへよう。⁽⁴⁴⁾

齋藤は、立候補する前の弁護士時代に憲法の解説書である『帝国憲法論』を出版しているが、その中の議院内における言論の自由を保障した憲法第五二条について説明する中で、以下のような解説を加えていた。

言論の自由は議会の独立及び議員の自主を完うせしむるがために、尤も必要なるものにして、此権利なきときは、議員は右顧左眄して其意見を完全に表白すること能わざるべし。此権利を得るが為に英国国会が、如何なる辛酸を嘗めたるやは、英国憲法を繙かば詳に知ることを得ん。議員はこの権利あるが故に、議会に於て発言せる言論にして刑法に触れ、又は他の制裁を受くべき性質のものなるも、院外即ち司法裁判所若くは行政府の関渉を受けざるなり。⁽⁴⁵⁾

このことから、齋藤自身は議会内における言論の自由の保障にかなり前から確信を持っていたことがわかる。しかしながら、先の宮澤をはじめ多くの人々が感じていたように、当時においてそれを実行するのは、かなり困難なことであった。齋藤自身も同様の危惧を抱いていたことは、自分は軍に対して反感を懐いてはおらず「軍民離間を策する者」ではないと二度にわたって念を押して肅軍演説を締めくくっていたことから察せられる。

「軍民離間」という言葉は昭和八年一二月に陸海相が共同で出した声明の中で突如使われた言葉である。過去の戦役で戦死した者は庶民階級のみであるとか、軍事予算の為に農村問題は犠牲になっているというような軍部を批判する言動は、「国防の根本を為す人心の和合結束を破壊する企図であって、軍部としては断じて黙視し得ざる所であ

る」⁽¹⁶⁾ という声明内容で物議をかもししたが、この時点ではむしろ軍部は批判される側であった。しかし昭和十一年の時点では、軍部批判を意味する言論に対する抑圧傾向は高まってきており、齋藤は自分の演説に対しても「軍民離間」を策したものと烙印を押されることを警戒して予防線を張っていたと考えられる。

また、議会内において言論の自由は保障されているとはいえず、院内の秩序をみだす発言があったとされた場合には、懲罰を課すルールが議員法や衆議院規則の中に定められていた。⁽¹⁷⁾ 議員は二〇人以上の賛成を以て懲罰の動議を為すことができ（議員法第九八条）、議院による議決を経て実際に懲罰が課されるかどうかが決められた。齋藤はこのような懲罰動議を以前に一度受けた経験がある。大正六年、第三九回帝國議會において、設置されていた臨時外交調査会が憲法違反であるという内容を党代表として演説中、盛んに野次が起こったため、「議員の言論を妨害することをもつて常時とするワイワイ連中」と発言したところ議院の体面を汚したとして懲罰に付されることになり、演説を中断せざるを得なくなった。翌日、謝罪文を朗読した後演説は続行できたが、齋藤はこの件に関し、何よりも中断したままで演説を終えることはだけは避けたかったと後日回顧している。⁽¹⁸⁾ このような経験もあったことから、議会で言論の自由が認められているとはいえず、齋藤は途中で懲罰動議が出されないよう、言葉を選んで演説を構成していたと考えられる。

四番目には、「痛快」という感情表現が多く使われている。同じ意味を含む言葉の例としては「欣快に堪えない」「溜飲が下がった」「胸がスーとした」等が挙げられる。「痛快」と感じた理由は、齋藤宛に出されたものであるためか説明しているものは少ない。しかし、「痛快」に近いと思われる言葉の多くが「二・二六事件突発以来、国民一般の神経は極度に一面萎縮し一面憤慨しており」「事件発生まで軍部絶対信頼者なりしも実に痛憤」に堪えず、「国民の沈黙は決して満足なる沈黙」ではなく「軍部の暴威をおそれ人皆口をカンして謂はざる」を得ない状況にある上に「陸相の説明に先手を打たれ攻勢稍微温的となりたるに物足り」なさを感じていたところ、新聞を通して齋藤の演説

を知ったことにより「鬱積せる悲憤が爆発」し、軍部に対して「目に物見せてくれた」感じがしたという流れの中で使用されている。これらのことから、国民の間で、二・二六事件によって深まっていた軍部への疑念と萎縮した心情やそれを表面に率直に出せない閉塞した言論空間が、肅軍演説によって突き破られ、解放された心地がしたために「痛快」と感じたのだと推測できよう。

また、上記の一八〇点の中には議員たちが議会で頻繁に使った戒厳令という言葉は一度も使われていないが、軍の暴威を恐れて萎縮し、鬱積する悲憤から解放されたいという気持ちは、戒厳令早期解除を望む意識と通底していると考えていいだろう。

戒厳令による威圧効果はかなり高かったようで、戒厳参謀長だった安井藤治少将は、一九三六年四月二日付で次のようにコメントしている。⁽¹⁰⁾

戒厳令なる名称の威力は尚広範囲に及びあり。(略) 右翼団体、左翼系政治団体、労働組合等が本事件に関連し種々対策を講ぜんと企図しあるも、何れも戒厳解除を持って行わんとしあるが如き其一例にして、其他一般、特に上層階級者の内に単なる威厳の名に依り圧力を感じ、制限条項以上に或る種の遠慮をなしあるもの少しとせざるが如し。

戒厳令は七月一八日に解除されるが、その日の新聞各紙には戒厳令解除について、「輦轂の下(東京市)における市民生活の明朗化を示すと共に、全国民の等しく欣快とすべきところ、盛夏の涼風、爽然として地を払うの感を起さしめる」『東京朝日新聞』⁽¹¹⁾、「戒厳区域の帝都を中心として一局部に限られてゐたに拘らず、人心を明朗ならしむる上において全国的効果をもつであろうことはここに多言を費やす必要はあるまい」『東京日日新聞』⁽¹²⁾、「事実如何よりも戒厳令下に置かれているといふ精神的の圧迫が民心をして憂鬱ならしめ、明朗豁達の氣を失っていたことは事実で

ある「説売新聞⁽¹¹⁾」という社説を載せており、これらの記事からも、戒厳令の威圧効果の大きさを察することができる⁽¹²⁾。

五番目に、齋藤のことを「地元の誉れ」であると讃える言葉が多いのは出身地からの投函が多いことから当然であったが、同様に「議会の信用が回復」されたように感じるとする表現が多いのが目を引く。「議会政治の猶滅びざる事を確認」「議会存在の意義を今日始めて教えられ」「議会に於ける言論自由が閉ざされんとするを開かせた」というような表現で、それまで国民の間で政党や議会に対する期待値がかなり低下していたことを逆に表すと同時に、議会の「信用」や「意義」が議会における「言論自由」と結びついて捉えられていたことがわかる。

六番目に多かったのは、広田内閣組閣時の陸軍の介入を批判するもので、「組閣に当たっても軍部の意向が第一義とされたことは誠に不思議」「現内閣成立の際の作爲は遂に国民をして陸軍横暴の感あるを思わしめ」「事件以来其組閣振りに対しても……云い得ざる一種の圧迫感、公憤を感じ」などと表現されている。齋藤も「軍部当局は、相当地に自重せられることが国民的要望であつたにも拘らず」、「最も公平なところの肅正選挙」で選出された政党内や軍部の思想と相容れない者が入閣することを拒否したことは立憲政治の大精神に反すると肅軍演説の中で抗議している。既述したように議員たちも陸軍のこうした行動に反感を抱いていた。

この点については、大江志乃夫が、昭和八年の時点ですでに陸軍部内において「政治的非常事変勃発に処する対策要綱」なるものが作られていたと指摘している⁽¹³⁾。一部軍人が干与するクーデターなどの事変に乗じて政権を手中にしようという計画であり、一九三〇年代に入ってから頻発していた三月事件・十月事件・神兵隊事件などのクーデター計画に対処するものだった。非常事変突発の際に「中央部の執るべき方策」として、「戒厳の宣告」や「希望する後継内閣の組閣を図り之を通し革新を断行す」ることなどかなり綿密に練られており、後日起こった二・二六事件の経過からみると、この要綱に沿って施策が実行されていたことがわかる⁽¹⁴⁾。軍部として突発事象への対処方針を定めてお

くことは必要とはいえず、事件勃発から間を置かずして組閣に介入してきた「段取りの良さ」にも、一般国民は軍部に
 対し強い不信感を抱いたのではないかと想像できる。

なお、相沢事件についても、少数ながら指摘しているものがあつた。「相沢中佐の陳述中には憤慨に堪えないもの
 があります」「一帯陸軍の教育というものは、どういう方針でなされているのか」というもので、齋藤は演説の中で
 相沢事件について直接触れてはいないが、他の複数の議員たちや、一般人も触れていることからすると、前年夏に起
 きていたこの事件がもたらした陸軍に対する不信感が、かなり尾を引いていたことがわかるだろう。

以上、肅軍演説の内容と議員たちの軍に対する要望、さらに齋藤の元に届いた多数の書簡から民衆の心情を推察す
 ると、軍人教育や肅軍の決意に対して不信があつたと同時に、軍部による威圧からの解放を望む気持ちが共通してい
 たことがわかる。さらに重要なことは、既述したように齋藤の元に感想を寄せた国民の多くが、新聞報道を通して肅
 軍演説についての情報を得ていたことであろう。

これらの事実から遡って、肅軍演説によって代弁されたという「国民感情」について検討してみたい。先に述べた
 ように、第六九回帝国議会衆議院本会議において齋藤以前に質問を済ませた議員は四人いるが、彼等ではなく齋藤が
 「国民の気持ちを代弁している」と受け止められたのは、国民感情の代弁方法が両者の間では異なっており、齋藤の
 ほうが的を射た言葉で表現していたからだと推測できるからである。

その観点から齋藤の前に登場した四人の議員と齋藤の質問内容を比べると、以下のような違いがあることがわかる。
 すなわち、前の四人とも国民感情を、「不安になつている」⁽¹⁶⁾「沈滞萎縮している」⁽¹⁷⁾「暗中に模索して怯えている」⁽¹⁸⁾とい
 う言葉で表現しており、中には、「国民全般は各自の責任と犠牲とに於て、時局打開の方途を策すべき」とした馬場
 蔵相の言葉を容認し⁽¹⁹⁾、「国民の忠誠奉公の念は失せることはな」⁽²⁰⁾く、事件を引き起こした責任は国民にもあるので
 「自戒すべき」⁽²¹⁾と説く者まであつた。齋藤はこのような立場はとらず、「国民は(反乱軍に対して)憤慨している」

「(重臣が惨殺されたのは) 耐えがたき苦痛である」「(軍が総選挙の結果を軽視したのは) 遺憾千万の至りに堪えない」(以上、括弧内引用筆者) という言葉で表現した。齋藤を含めた五人とも、根底の部分では国民の心の内に軍人教育や肅軍の決意に対する不信があり、軍部の抑圧からの解放を望む気持ちがあることを表してはいるが、前の四名は受動的な言葉で国民感情を表現し、事件の原因は国民にもあると自戒を求めているのに対し、齋藤は国民の主体的考えや心情を強い言葉で率直に代弁していた。こうした違いが、齋藤の元に送られてきた書簡に多く見られる「痛快」という感情を呼び起こしたのであろう。齋藤が強い言葉で表現した国民心情は演説の最終盤で連続して使われたため、その場にいた議員や傍聴者による賛同の拍手が連発する中で齋藤は演説を終えた。そのような雰囲気の中で、寺内が論旨には同感であると答弁したことで記事として取り上げやすくなり、新聞で大きく報じられた後も国民の共感を呼ぶことになった。こうして齋藤の演説は、当時の鬱屈した国民感情に風穴を開ける役目を果たしたものと思われる。

前述したように、齋藤は前年の第六七回帝国議会において「陸軍パンフレット」を批判する演説を既に行っていた。その演説の中でも齋藤は、「武力を以て皇道を世界に宣布するというのが書いてある。是はいつたいどういことであるか。(中略) 私共においては解釈できない」⁽¹²⁾「国防のためには国民はあらゆる犠牲を忍べよと言わんばかりの宣伝をしている」⁽¹³⁾などと強い表現で政府側を非難していた。パンフレットの内容が問題視されたのは第六六回帝国議会の時であったが、その次の議会だったにも拘わらず齋藤の質問演説が高評価を受けたのは、肅軍演説と同じく軍部批判の言葉が鋭かったためであろう。齋藤自身も翌日の日記に「今朝の新聞は何れも予の昨日の演説を記載し、院内外予想以上に好評なり。まず安心」と結果に満足した旨を書いている。想像の域を出ないが、この時の演説から齋藤はメディアにとって既に注目すべき存在となっており、それが第六九回帝国議会の本会議直後における号外発行を含む新聞紙上での反響に繋がったとも考えられるのではないだろうか。

最後に、当時の雑誌に掲載された肅軍演説に関する論評についても確認しておきたい。

肅軍演説に関する論評が最も多く載せられたのは昭和十一年の六月号あたり、演説がなされてから一定の時間を経て編集されたものになるが、内容は、肅軍演説について書かれた新聞記事に関するものと、演説の本身に関するものの二つに大別することができる。

まず、肅軍演説について書かれた新聞記事に関しては、『社会往来』で並川修二が、かつて五・一五事件の当時、犬養首相を襲撃した青年将校らを絶賛した新聞が、今度は斎藤を賞賛して「国民的英雄に祭り上げてしまった」現状を見て、「四年前の論調を忘れて、終始一貫軍部の政治関与に反対であったかの如き口吻を弄している」と新聞の「無責任さ」を批難していた。⁽¹⁵⁾ また、当時、メディアを批判するメディアであった『現代新聞批判』で、赤城啓は、「陸相答弁と斎藤隆夫氏の演説をあれほど賞賛」して「言論の自由の奪還」に歓喜した大新聞が、第六九回帝国議会中において秘密会が度々開催されることに対しては「平然と同意」したと批判し、依然として言論自由の抑圧は続いていると指摘している。⁽¹⁷⁾ また、肅軍演説を賞賛する記事の見出しに「軍民一致の大感激」、「斎藤氏熱火の大論陣」などと誇張した言葉が並べられていたのは、「売葉広告的」であると揶揄したのもあった。⁽¹⁸⁾

次に、肅軍演説の本身については、『中央公論』で東京帝国大学教授の蠟山政道が、肅軍演説の内容は「斎藤氏の二年前に行った演説と同趣旨のものであり、氏の持論に過ぎない」と陸軍パンフレット批判演説との共通点を指摘し、それが今回、議場内外の共感を得たことよって、「左右何れなりとも革命的行動は国民大衆の心理的支持を得ないということ論定したこと」が、第六九回帝国議会の第一收穫であったとした。⁽¹⁹⁾ さらに『改造』では、社会大衆党の河上丈太郎が、肅軍演説は「陰鬱な政界に対する清涼剤の効果はあった」と評価しながら、青年将校に立憲主義的政治思想の教育が徹底されていれば肅軍も徹底されるという斎藤の主張に対し、現役軍人に選挙権という「政治的関心の合理的ハケ口」を与えなければ、肅軍の徹底は期待できないと反論している。⁽²⁰⁾ さらに『原理日本』では、国家主義者の三井甲之が、「戦争」は『戦争目的』の確信信仰なくして勝利することはできず、それには軍人が「平生より

政治、外交、財政、経済等を政治的事実として認識批判する用意」があることが不可欠なことから、軍人は統帥権に服従して生命を賭して戦争に従う方面の教育訓練のみ集中すればよいとする齋藤の主張は「デタラメの模範例」であると難詰した⁽¹⁸⁾。また、伊佐秀雄は『社会往来』上で、演説の中で齋藤が「苟くも反軍思想を鼓吹するとか軍民離間を策するとかさふいふ邪念は一切持って居らない」と複数回にわたって「弁明」していたことを指して、「国民の選良」がこのような「弁明」をしなければならぬ事実が、日本の立憲政治の凋落を示していると語っている⁽¹⁹⁾。

他には、肅軍演説の反響の大きさと開院式における異例の勅語との関連性について述べたものもあった。例えば、経済専門誌の『中外財界』では、第六九回帝国議会の様子を「優渥なる勅語を拝してより、徒らに緘黙すべきに非ずとして、ここに予想に反した活発なる言論戦が展開された」とする説明文の隣に、齋藤隆夫が顔写真付きで「肅軍に関する質問演説の大論陣を張った花形闘士」と紹介されている⁽²⁰⁾。また、社会主義者の山川均は、『改造』で、「日本の武士道的政治道徳からは、いやしくも反動的な批判を肯定することは政治的降伏と見なされている」中で、寺内陸相が齋藤の主張に対し率直に共感を示したことが、「寺内大将を議会の忽ち議会の第一の人気役者にした」が、それは「開院式の勅語の降っている」状態であったがゆえで、そのような空気の中では率直に同感するよりほかなかったであろうと述べている⁽²¹⁾。

このように主要な雑誌の昭和十一年六月号では、第六九回帝国議회를振り返る形で特集が組まれたり討論会がなされたりしており、その内の多くが齋藤の肅軍演説について取り上げ、様々な角度から考察がなされていた。

以上、本章では次のことを明らかにした。まず、肅軍演説の内容は二部に分かれ、後半部分の陸軍に対し強く肅軍を求める内容が賞賛された。次に、同議会における他の議員たちの陸相に対する質問や齋藤の元に届いた国民の反響の一部からは、同時代の人々は軍人教育の在り方に疑問を感じ、広田内閣の組閣に介入してきた陸軍の姿勢に不満を持ちながらも、戒厳令下にあるため、鬱屈した感情を表に出せない不満が蓄積していたことがわかった。そうした心

情は一般国民だけでなく、代議士たちにも通じるところがあり、議会における言論の自由が保障されていながら、軍部に配慮して国民感情をありのままに表現し切れないでいた。齋藤は確信を持ってその閉塞を突き破る演説を議会でを行い、従前より軍部批判をしていたこともあってメディアに注目され、寺内陸相が論旨に賛同したことから新聞記事に大きく取り上げられた。その結果として国民の共感が広がり、後に「肅軍演説」として評価されるようになったと考えられる。また、一定の期間を置いて出された雑誌上でも、肅軍演説は話題の的となっていた。これらのことから、肅軍演説の反響の大きさが推測できるであろう。

五 おわりに

齋藤隆夫は二・二六事件後、初めて開かれた第六九回帝国議会において所属する民政党を代表して行った「肅軍演説」で一躍有名になったが、脚光を浴びた原因は、齋藤が陸軍に対して強く肅軍を要請したからだけではなかった。

まず、齋藤は民政党の方針をめぐって党首脳部と対立しており、自身の党内における昇進に関しても不満を感じていたために、思い切った演説をして自分の存在を目立たせておく必要があった。その背景には、齋藤自身は代議士となる以前から憲法に対する見識が深く、議院内において議員の発言の自由が憲法上で保障されていることを確信していたため、それを積極的に活用しようと考えていたこともあったと思われる。

その一方で、この演説が行われた時期、議会外では言論空間の閉塞状態があった。まず、人々は相沢事件の公判報道を契機に軍人教育に対して不信感を抱くようになっていたところへ二・二六事件が起り、その翌日から布告されていた戒厳令が、実際に検閲を受けなくても多くの人々をあらゆる面で萎縮させていた。さらに陸軍が、反乱鎮圧から間もない時期にも拘わらず広田内閣の組閣に強硬に介入していたことで、陸相が肅軍に対する決意表明をしても、

軍部に対する疑念が拭い切れない状態となっていた。

こうして、事件後の初議会で、広田首相をはじめとする大臣の施政方針演説の後に大臣の演説に対する質問が衆議院本会議において始まったが、齋藤よりも前に質問を行った四人の代議士と齋藤との間には、国民感情を代弁する表現に大きな違いがあった。すなわち、憲法で議会における言論の自由が保障されていたにも拘わらず、軍部に遠慮することが習慣化していたために、四人の議員たちは国民感情を「不安になっている」「怯えている」などと受け身的な言葉で表現したが、齋藤は演説の中で、国民は軍部に対して「憤慨している」と国民主体的かつ強い言葉で代弁した。議会内の拍手が連続して起こる中で齋藤が演説を終えると、これを受けた寺内陸相が演説の主旨には同感であると答弁したために記事として大きく取り上げられやすくなり、国民の共感を巻き起こす新聞報道が展開されることになる。

第六九回帝国議会における齋藤演説は、陸軍に対し強く肅軍を迫ったこと以外にも、このようにして、当時の鬱屈した国民感情に風穴を開ける作用をもたらしたために、肅軍演説として大きな反響を呼ぶことになったと考えられる。

- (1) いっから「肅軍演説」と呼ばれるようになったのか厳密な時期はわからないが、演説直後の民政党機関誌である『民政』には「庶政一新と肅軍の本義」（昭和十一年五月号）という題で全文が載せられており、齋藤の自伝である『回顧七十年』（中公文庫、昭和六二年）には「肅軍に関する質問演説」として同じく全文が掲載されている。
- (2) 「文化評論」『帝国大学新聞』、昭和十一年五月一日。
- (3) 齋藤が昭和十五年二月、第七五回帝国議会において行った支那事变処理について軍部を批判した演説。この演説を行った結果、齋藤は議員除名処分となった。
- (4) 例えば、神沢惣一郎「齋藤隆夫論——政治の倫理——」『早稲田商学 第二二三号』（早稲田商学同攻会、昭和四六年）、一四五～一七七頁。米田龍二「議会列伝8 肅軍演説家の限界」『月刊 自由民主 第四六一号』（自由民主党、平成三年）、

- 一四二〜一五五頁。出原政雄「齋藤隆夫の軍部批判の論理と戦争肯定論」『同志社法学 六三卷一号』（同志社法学会、平成二三年）、一五三〜一八〇頁などが挙げられる。
- (5) 司法部は明治四〇年代から政治的事件に積極的に介入し始めるようになってきており、それには検事総長であった平沼騏一郎の貢献が大きいとされていた（三谷太一郎『政治制度としての陪審制』東京大学出版会、平成一三年、一三二頁）。
- (6) 『東京朝日新聞』、大正五年二月二七日。
- (7) 期間は昭和六年から一二年までで、七年間に一二三種類以上発刊された。『国防の本義と其強化の提唱』は初版が一六万部、再版五万部で、第三版まで発刊されたという（玉井清研究会『陸軍パンフレット問題と日本のマスメディア——近代日本政治資料④——』慶應義塾大学法学部政治学科、令和元年、三四頁）。
- (8) 第六六回帝国議会会期中に陸軍パンフレット問題についての発言が新聞記事として掲載された衆議院議員は、安藤正純・大口喜六・牧野良三（以上 政友会）、中野正剛（国民同盟）、中島彌団次（民政党）、小池四郎（第一控室）、貴族院議員の小林嘉平治（同和会）であるが、中野と小池はパンフレットの内容に賛成する立場をとっている（前掲、『陸軍パンフレット問題と日本のマスメディア——近代日本政治資料④——』、九七〜一〇七頁）。
- (9) 『第六七回帝国議会 本会議 第五号』『帝国議会議録』、昭和一〇年一月二五日、七一頁、齋藤隆夫の発言。
- (10) 同右、七〇頁。
- (11) 「齋藤氏演説の波動／自由主義者の謬見 陸軍当局冷笑す／立憲政治への保証 民政、首相答弁に満足／所論の一部には敬意を表す 政友会側での批評」『読売新聞』、昭和一〇年一月二五日。
- (12) 同右。
- (13) 井上敬介『立憲民政党と政党改良 戦前二大政党の崩壊』（北海道大学出版会、平成二五年）、一五一頁。
- (14) 『東京朝日新聞』、昭和九年一月二四日。
- (15) 「第六六回帝国議会 衆議院 予算委員会 第五号」『帝国議会議録』、昭和九年二月五日、六六頁、東武の発言。
- (16) 前掲、『立憲民政党と政党改良 戦前二大政党の崩壊』、一五九頁。
- (17) 町田忠治伝記研究会『町田忠治 伝記編』（櫻田会、昭和一二年）、三〇八〜三一七頁。
- (18) 前掲、『町田忠治 伝記編』、三一五〜三一七頁。
- (19) 伊藤隆編『齋藤隆夫日記 下』（中央公論社、平成二二年）、昭和九年一月六日の条。以降、『齋藤日記 下』と表示。

- (20) 前掲、『齋藤日記 下』、昭和一〇年四月二日の条。山本達雄（一八五六～一九四七）は元日銀総裁で齋藤実内閣時の内務大臣。齋藤が内務政務次官として仕えた相手であり、退任後も良好な関係にあった。
- (21) 齋藤隆夫『革新論及び革新運動を戒む』（日本評論社、昭和九年）、七三頁。
- (22) 前掲、『革新論及び革新運動を戒む』、八四～八六頁。
- (23) 齋藤隆夫「陸軍パンフレット問題に就て」『民政 一月号』、（民政社、昭和九年）、一二～一五頁。
- (24) 浜口裕子「満鉄改組問題をめぐる政治的攻防——一九三〇年代半ばを中心として——」『法学研究 第七三卷一号』、（慶應義塾大学法学研究会、平成一二年）、四二二～四四七頁。
- (25) 前掲、『齋藤日記 下』、昭和九年一月二四日の条。
- (26) 前掲、『立憲民政党と政改良 戦前二大政党的崩壊』、一四九頁。
- (27) J A C A R（アジア歴史資料センター）Ref. A03021988600『昭和一〇年勅令第一一八号』。会長に岡田首相、副会長に高橋是清、その他には齋藤実・山本達雄・伊沢多喜男・安達謙藏などの政官界有力者が就任している。（JACAR Ref. A1506004700）。
- (28) JACAR Ref. A03021988700『昭和一〇年勅令第一一九号』。
- (29) 井上寿一『政友会と民政党 戦前の二大政制に何を学ぶか』（中公新書二一九二、平成二四年）、一八六頁。局長には陸海軍を含む各省の次官級人物が就任している。（JACAR Ref. A1506005300）。
- (30) 齋藤は浜口雄幸内閣と齋藤実内閣で内務政務次官、第二次若槻礼次郎内閣で法制局長官に就任している。
- (31) 前掲、『齋藤日記 下』、昭和一〇年一月二〇日の条。
- (32) 前掲、『齋藤日記 下』、昭和一一年四月七日の条。
- (33) 前掲、『齋藤日記 下』、昭和一一年四月二八日の条。
- (34) 前掲、『齋藤日記 下』、昭和一一年五月一日の条。
- (35) 前掲、『齋藤日記 下』、昭和一一年五月五日の条。
- (36) 「民政は自主独立 委員長候補として齋藤隆夫氏を推薦」『東京朝日新聞』、昭和四年二月五日。「民政党側の議長候補 なほ未定」『東京朝日新聞』、昭和四年三月一日。
- (37) 前掲、『齋藤日記 下』、昭和一〇年五月一八日の条。

- (38) 玉井清研究会『二・二六事件と日本のマスメディア——近代日本政治資料②——』（慶應義塾大学法学部政治学科、平成六年）、九頁。
- (39) 後日のことになるが、斎藤は肅軍を「軍の最高機関が命令すれば、（それが）すらすら徹底する」状態であるとしている（斎藤隆夫・浜田国松・加藤勘十「議会主義か・ファッショか」『報知新聞』、昭和十一年二月二三日）。
- (40) 「肅軍の重責を帯ぶ新陸相は何人ぞ」『東京朝日新聞』、昭和十一年三月三日。「次の内閣に課せられた責任」『読売新聞』、昭和十一年三月五日。
- (41) 『東京朝日新聞』、昭和十一年三月七日。
- (42) 『東京朝日新聞』、昭和十一年三月九日。
- (43) 『東京日日新聞』、昭和十一年三月一〇日。
- (44) 『読売新聞』、昭和十一年五月八日。
- (45) 前掲、『二・二六事件と日本のマスメディア——近代日本政治資料②——』、九頁。
- (46) 吉田茂が外相、下村宏（朝日新聞社長）が拓相・川崎卓吉が内相、小原直が法相に就くことが予定されていた（秦郁彦『軍ファシズム運動史』河出書房新社、昭和三十七年、一七三頁）。
- (47) 前掲、『軍ファシズム運動史』、一七三頁。
- (48) 四大将とは、荒木貞夫・真崎甚三郎・阿部信行・林銑十郎をさす（『東京朝日新聞』、昭和十一年三月九日）。
- (49) 『東京朝日新聞』、昭和十一年三月二四日。
- (50) 同右。
- (51) 『読売新聞』、昭和十一年三月二四日。
- (52) 『東京朝日新聞』、昭和十一年三月二七日。
- (53) 『時事新報』、昭和十一年四月二日。
- (54) 同右。
- (55) 上法快男編『元帥 寺内寿一』（芙蓉書房、昭和五三年）、三三三～三五頁。
- (56) 同右。
- (57) 「意義深い特別国会 十分の言論を尽くせ」『東京日日新聞』、昭和十一年四月二八日。「特別国会の使命」『東京朝日新聞』、

- 昭和十一年五月一日。「特別議事に期待するもの」『読売新聞』、昭和十一年五月二日。
- (58) 原田熊雄『西園寺公と政局 第五卷』（岩波書店、昭和四十二年）、六三〜六四頁。
- (59) 『読売新聞』、昭和十一年五月五日。
- (60) 『東京朝日新聞』、昭和十一年五月五日。
- (61) 『東京朝日新聞』、昭和十一年五月七日。
- (62) 『時事新報』、昭和十一年五月七日。
- (63) 田中内閣時代に逋信大臣を務め政友会の有力者となっていた久原房之助は、反乱軍に資金提供したことで検挙されていたが、一二月、証拠不十分により不起訴処分となっている（『読売新聞』、昭和十一年一月二十五日）。
- (64) 『第六九回帝国議会 衆議院秘密会議事速記録集』（衆議院事務局、平成八年）、三〇一〜三二六頁。
- (65) 『第六九回帝国議会 衆議院本会議 第四号』『帝国議会議録』、昭和十一年五月八日、四〇〇〜四八頁、齋藤隆夫の発言。以降、同演説内における齋藤の発言の出典は、すべて同じ。
- (66) 当時の言論圧迫の状況については、齋藤実内閣当時、蔵相であった高橋是清が閣議で、「ちよつとでも軍部に不利益なことを言えば、直ぐ憲兵が来て剣をガチャガチャやったり、拳銃を向けたりして威嚇する。言論の圧迫今日より甚だしきはなし。現に九州の或る新聞など、軍部に対して不利益なことを書いたとかいふので、飛行機で爆撃すると言つて事実社の上空を旋回して威嚇したさうだ。そうかと思うと、まるでスパイ政治のように、憲兵が日々政治家を尾行したり、とにかく甚だけしからん状態である」と述べている（前掲、『西園寺公と政局 第二卷』、四二九頁）。
- (67) 前掲、『回顧七十年』、一三三頁。
- (68) 『読売新聞』、昭和十一年五月七日。
- (69) 春原昭彦『日本新聞通史』（新泉社、昭和六〇年）、八三〜八四頁。価格は内容に応じて二銭〜二円ほどの値段が付けられており定価はなかった。
- (70) 直近三年間（昭和八〜一〇年）の年平均号外発刊日数は『東京朝日新聞』が五四、三日、『東京日日新聞』が四三、六日、『読売新聞』が一七、六日となっている（データベース「朝日クロスサーチ」『毎案』『ヨミダス歴史館』より筆者集計、令和四年六月二五日閲覧）。
- (71) 『東京朝日新聞』、昭和十一年五月八日。

- (72) 『東京日日新聞』、昭和十一年五月八日。
- (73) 『読売新聞』、昭和十一年五月八日。
- (74) 『報知新聞』、昭和十一年五月八日。
- (75) 『時事新報』、昭和十一年五月八日。
- (76) 『国民新聞』、昭和十一年五月八日。
- (77) 前掲『回顧七十年』、一二九頁。
- (78) 『東京朝日新聞』、昭和十一年五月八日。
- (79) 『東京日日新聞』、昭和十一年五月八日。
- (80) 『読売新聞』、昭和十一年五月八日。
- (81) 『東京朝日新聞』、昭和十一年五月一四日。
- (82) 「文化評論」『帝国大学新聞』、昭和十一年五月一日。
- (83) 二五名は、岩崎幸治郎(政)、麻生久(社)、堤康次郎(民)、松井茂(貴)、阪谷芳郎(貴)、風見章(国)、添田敏一郎(民)、西村茂生(政)、松村謙三(民)、宮脇長吉(政)、杉浦武雄(二)、松本忠雄(民)、木曾三四郎(民)、浅田良逸(貴)、江藤源九郎(中)、浅沼稻次郎(社)、石坂繁(国)、齋藤直橋(民)、蘆田均(政)、山口久吉(政)、藏原敏捷(国)、一松定吉(民)、立川平(政)、加藤勘十(諸)、田村秀吉(民)。(『帝国議会議録』第六九回帝国議会議事録) 括弧内は所属党を指し、政友会・民政党・社会大衆党・国民同盟・第二控室・中立・諸派・貴族院の略。
- (84) 北博昭『戒厳 その歴史とシステム』(朝日新聞出版、平成二十二年)、四六頁。
- (85) 戒厳令は、明治一五年年の太政官布告により制定され全一六条から成る。行政戒厳で適用されるのはその中の第九条と第一四条のみであり、前者は施行された地域の行政権及び司法権は司令官に属するので当該地域の裁判官や検察官は司令官の指揮に従う事を要請し、後者は司令官が執行できる権限の具体例を七つ挙げ、その結果生じた損害に対しては弁償しないことを明記している(前掲『戒厳 その歴史とシステム』、九一―一二頁)。
- (86) 前掲『戒厳 その歴史とシステム』、四七―五〇頁。施行されていた期間は、日比谷焼討事件では明治三十八年九月六日から十一月二十九日まで、関東大震災では大正一二年九月二日から十一月十五日までとなっている。
- (87) 「第六九回帝国議会議事録」衆議院 大正一二年法律第五二号中改正法律案(司法官試補及弁護士資格に関する件)委員会

- 第六号』『帝国議事会會議録』、昭和十一年五月二三日、一―二頁。第一四条に含まれるその他の司令官権限の例には、軍需用供出物品の調査（二号）、私有の動産・不動産の破壊燬焼（五号）、私有の家屋建造物船舶中の立入り点検（六号）、強制退去（七号）があった（前掲、『戒厳 その歴史とシステム』、一二頁）。
- (88) 『第六九回帝国議事会 貴族院 本會議 第五号』『帝国議事会會議録』、阪谷芳郎の発言、昭和十一年五月一日、四八頁。
- (89) 『第六九回帝国議事会 衆議院 本會議 第一三号』『帝国議事会會議録』、浅沼稻次郎の発言、昭和十一年五月二二日、三五―五頁。
- (90) 『悠然たる凶行後』、法定息づまる 永田事件軍法會議』『東京朝日新聞』、昭和十一年一月三二日。「追ひかけて一刺し刃先は扉まで 相沢中佐、血刃の陳述 永田中将殺害の場面』『読売新聞』、昭和十一年一月三一日。
- (91) 『第六九回帝国議事会 衆議院 予算委員会 第二号』『帝国議事会會議録』、堤康次郎の発言、昭和十一年五月八日、六頁。
- (92) 『第六九回帝国議事会 衆議院 予算委員会 第五号』『帝国議事会會議録』、宮脇長吉の発言、昭和十一年五月二二日、一七―一九頁。
- (93) 『東京朝日新聞』、昭和十一年三月七日。
- (94) 『第六九回帝国議事会 衆議院 予算委員会 第五号』『帝国議事会會議録』、添田敏一郎の発言、昭和十一年五月二二日、三―四頁。
- (95) 『第六九回帝国議事会 衆議院 予算委員第四分科（陸軍省及海軍省所管）第二号』『帝国議事会會議録』、松本忠雄の発言、昭和十一年五月一四日、九―一〇頁。
- (96) 『第六九回帝国議事会 衆議院 予算委員会 第五号』『帝国議事会會議録』、杉浦武雄の発言、昭和十一年五月二二日、三六―頁。
- (97) 『第六九回帝国議事会 貴族院 本會議 第九号』『帝国議事会會議録』、浅田良逸の発言、昭和十一年五月一七日、一〇五頁。ここには、齋藤が陸軍パンフレット批判演説で指摘した武力を以て皇道を世界に宣布する」という陸軍の基本姿勢が変わらず維持されていることが窺える。
- (98) 『議會制度七十年史 第一卷』（衆議院、參議院編、大蔵省印刷局、昭和三五年）、五九頁。
- (99) 第一回帝国議事会から終戦までで貴族院において軍人出身議員が占めていた割合は約一五パーセントであり、衆議院の三倍以上となっている（高田久徳「帝国議事会の官僚出身議員に関する予備的考察」『大正大学大学院研究論集 第三七号』平成

- 二五年、一四四頁)。
- (100) 粟屋憲太郎・小田部雄次『資料 日本現代史9 二・二六事件前後の国民動員』(大月書店、昭和五九年)、三九三〜四三七頁。
- (101) 五名は菊池良一(国民同盟)、立川平(政友会)、多木久米次郎(政友会)、北原阿智之助(民政党)、小原直(貴族院)である(前掲)、『資料 日本現代史9 二・二六事件前後の国民動員』、五二六頁)。
- (102) 生方敏郎「一語千金——齋藤氏の演説所蔵——」前掲、『民政』、昭和十一年五月、八二〜八三頁。生方は随筆家、元朝日新聞記者。
- (103) 宮澤俊義「戒厳令下の議会」『改造』、昭和十一年 六月号、二二四〜二二五頁。
- (104) 齋藤隆夫『帝國憲法論』(自費出版、明治三四年)、七四頁。
- (105) 『東京朝日新聞』、昭和八年一月一〇日。
- (106) 前田英昭「帝國議會における不穩当な発言と懲罰」『政治学論集 第二八号』(駒澤大学法学部、昭和六三年)、四七〜八八頁。
- (107) 前掲、『回顧七十年』、四九頁。
- (108) 松本清張編『二・二六事件Ⅱ研究資料Ⅰ』(文藝春秋、昭和五一年)、二四〇頁。
- (109) 『東京朝日新聞』、昭和十一年七月一八日。
- (110) 『東京日日新聞』、昭和十一年七月一八日。
- (111) 『読売新聞』、昭和十一年七月一八日。
- (112) なお、昭和十一年七月三十一日には昭和十五年の東京オリンピック開催が決定しており、翌八月の新聞は熱狂的に報道した。このことは二・二六事件により萎縮した新聞報道が復活する契機となったとされているが、熱狂した背景には戒厳令解除もあったと思われる。(玉井清研究会『幻のオリンピックと日本のマスメディア——近代日本政治資料②——』慶應義塾大学法学部政治学科、令和三年、二九〜三〇頁)。
- (113) 大江志乃夫『戒厳令』(岩波書店、平成二八年)、一五七〜一六一頁。
- (114) 秦郁彦『軍ファシズム運動史』(河出書房新社、平成二四年)、三二二〜三二二頁。
- (115) 四人の議員とは、小山松壽(民政党)、浜田国松(政友会)、勝正憲(民政党)、堀切善兵衛(政友会)を指す。

- (116) 「第六九回帝国議会 本会議 第三号」「帝国議会議録」、昭和十一年五月七日、一七頁、小山松壽の発言など。
- (117) 同右、一八頁、小山松壽の発言。
- (118) 「第六九回帝国議会 本会議 第四号」「帝国議会議録」、昭和十一年五月八日、二九頁、勝正憲の発言。
- (119) 同右、三〇頁、勝正憲の発言。三四頁、堀切善兵衛の発言。
- (120) 前掲、「第六九回帝国議会 本会議 第三号」一七頁、小山松壽の発言。
- (121) 同右、一八頁、小山松壽の発言。一九頁、濱田國松の発言。
- (122) 前掲、「第六七回帝国議会 本会議 第五号」七一頁、齋藤隆夫の発言。
- (123) 同右。
- (124) 「齋藤隆夫氏の質問演説は（中略）論旨といひ態度といひ最近議会に見ざる活気ある論陣を展開し、軍部を初め各方面の深甚なる注意を惹いた」「東京朝日新聞」、昭和十一年一月二十五日。
- (125) 並河修二「軍部の進退と言論の自由 ★齋藤隆夫の軍部批判の意義」「社会往来 六月号」（社会往来社、昭和十一年、四〇頁。
- (126) 第六九回帝国議会議会開催中は、計四回にわたって秘密会が開催されている（前掲、「第六九回帝国議会議 衆議院秘密会議事速記録集」）。
- (127) 赤城啓「特別議会と言論の自由」「現代新聞批判 第六二号」（現代新聞批判社、昭和十一年六月一日）。
- (128) 小林五郎「熱弁か悲鳴か 露はされたる既成政党の馬脚」前掲、「社会往来 六月号」、昭和十一年、巻頭言。
- (129) 蠟山政道「新旧二潮流の交錯」「中央公論 六月号」（中央公論社、昭和十一年、一一〇～一一一頁）。
- (130) 河上丈太郎「軍人と選挙権」「改造 六月号」（改造社、昭和十一年、二〇九～二一一頁）。
- (131) 三井甲之「齋藤隆夫氏の質問演説批判」「原理日本二（五）（一〇五）」（原理日本社、昭和十一年、五頁）。
- (132) 伊佐秀雄「庶政革新の解消過程——議会と広田内閣の本質曝露——」前掲、「社会往来 六月号」、昭和十一年、六七～六八頁。
- (133) 「議会後の政党の動向」「中外財界 一一（六）」（中外商業新報社、昭和十一年、四一頁）。
- (134) 山川均「寺内大将の「ヒット」」前掲、「改造 六月号」、昭和十一年、二三三頁。

牧 理津子 (まき りつこ)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所属学会 日本政治学会、日本選挙学会

専攻領域 近代日本政治史